

不知火温水プール使用料に法人券を導入しました



●宇城市不知火温水プール使用料

区分	大人(高校生以上)	中学生以下
普通券1枚	300円	150円
回数券(11つぶり)	3,000円	1,500円
3か月登録	8,000円	4,000円
6か月登録	15,000円	7,000円
年間登録	25,000円	12,000円
法人券	50,000円 (有効期間は発行日から1年間です)	
コインロッカー	1箱1回につき100円	1箱1回につき100円

●法人券利用のメリット

- ①法人券の枚数分、その人数が利用できます。
- ②会社としても、経費として、また福利厚生として活用できます。

- 1) 普通券および回数券は1枚につき1人1回の使用とし、1回の利用時間は2時間です。
- 2) 超過料金は、1時間につき、大人は使用料の半額、中学生以下は50円とし、超過時間が1時間に満たない場合は1時間とみなします。

☎ 不知火温水プール ☎ 33 - 6678

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当の「現況届」

特別障害者手当等・特別児童扶養手当の「現況届」とは、手当を受けている人が8月以降も引き続き支給資格があることを届け出る大切なものです。対象者の人には個別にお知らせしますので、必要書類を添付の上ご提出ください。

受付期日 8月14日(木)・15日(金)

※ご都合の悪い人は8月11日～9月10日までの間に提出してください。提出しませんでしたと次回支給分の手当が受けられなくなります。

受付場所 お住まいの各支所健康福祉係(松橋地区の人は本庁障がい福祉係)

◎特別障害者手当等とは

- ①特別障害者手当(月額：26,440円)
身体や精神(知的)に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給する手当
- ②障害児福祉手当(月額：14,380円)
身体や精神(知的)に重度に障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の人に支給する手当
- ③経過的福祉手当(月額：14,380円)
障害基礎年金等により、福祉手当制度が廃止になり福祉手当を受給していた人で特別障害者手当の要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない障がい者に対し支給されている手当(新規認定なし)

◎特別児童扶養手当とは

特別児童扶養手当 1級…1人あたり月額：50,750円
2級…1人あたり月額：33,800円

20歳未満で、身体または知的・精神に中度以上の障がいを持つ児童を養育している父もしくは母、または父母に代わって養育している人に支給する手当

なお、各種手当には除外要件(施設入所、3カ月を超える入院など)および所得制限があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

☎ 社会福祉課障がい福祉係 ☎ 32 - 1111

各支所健康福祉係
三角支所 ☎ 53 - 1111
不知火支所 ☎ 33 - 1111
小川支所 ☎ 43 - 1111
豊野支所 ☎ 45 - 2111



第4回「宇城市食とモノの祭典」の出展者と出演者を募集します

宇城市の食とモノを一堂に集めての第4回「宇城市食とモノの祭典」開催にあたり、出展者とステージイベント出演者を募集します。



日時：11月8日(土)～9日(日)

場所：イオンモール宇城バリュー駐車場特設会場

締切：9月12日(金) 商工観光課まで

出展者の募集(下記の条件で)

- 宇城市在住または宇城市内に店舗を構えている事業者および団体・個人であること
- 市内の特産品、加工品、農産物などを販売すること
- 出展料は1テント(5.4×3.6m)で4,000円(2日分)、ただし、宇城市観光物産協会の会員は出展料を免除します(1テントまで)。

ステージイベント出演者の募集(下記の条件で)

- 宇城市在住または宇城市内で練習や活動をしている団体・個人であること
- 音楽や踊り、郷土芸能など、「宇城市食とモノの祭典」のステージイベントとしてふさわしいものであること

☎ 商工観光課 ☎ 32 - 1604

児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当の現況届とは、手当を受けている人が8月以降の手当について、引き続き支給資格があることを届け出る大切なものです。毎年8月1日現在の状況について必要書類と手当証書を添付して提出しなければなりません(全額停止の人は、手当証書はありませんが、現況届は必ず提出してください)。※8月中に提出がないときは、今後の手当の支給の差し止めや受けられなくなる可能性があります。また、現況届を2年間提出しなければ手当の受給権がなくなります。



受付期日 8月13日(水)、14日(木)、15日(金)の3日間

※ご都合の悪い人は、ご都合の良い日においでください。

受付場所 お住まいの各支所健康福祉係
(松橋町の人は本庁こども福祉課子育て支援係)

※詳細につきましては、後日通知します(現況届の用紙は、来庁時に交付いたします)。

【児童扶養手当制度について】

児童扶養手当制度は、離婚などにより「父と生計を同じくしていない母子世帯などの児童を養育する母または養育者」に手当が支給される制度です。

対象者は、次の①から⑧までのいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満で一定の障害のある子)を養育する場合に支給されます。ただし、所得制限があります。

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ①父母が婚姻を解消した児童 | ⑤父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 |
| ②父が一定の障がいの状態にある児童 | ⑥父が死亡した児童 |
| ③父の生死が明らかでない児童 | ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童 |
| ④父に引き続き1年以上遺棄されている児童 | ⑧遺棄など |

【手当の支給】

手当額

全部支給(月額) 41,720円 一部支給(月額) 41,710円～9,850円

第2子…5,000円加算(月額) 第3子以降…1人につき3,000円加算(月額)

※平成20年4月1日より手当を受けてから5年を経過した人などについては、手当が2分の1になる可能性があります。対象者には、「児童扶養手当一部支給停止事由適用除外届」(緑色)を送付してありますので、添付書類と一緒に現況届の際に提出をお願いします。

☎ こども福祉課子育て支援係 ☎ 32 - 1111

各支所健康福祉係 三角支所 ☎ 53 - 1111 不知火支所 ☎ 33 - 1111

小川支所 ☎ 43 - 1111 豊野支所 ☎ 45 - 2111